

2018 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 29 号条約ダイレトリクエスト（抄）
（厚生労働省国際課仮訳）

強制労働に関する条約
1930 年（第 29 号）

日本（批准：1932 年）

委員会は、政府に対して、十分に抑止的かつ効果的な刑罰が労働搾取及び性的搾取を目的とした人身取引事犯に適用されることを確保するため、法の執行に責任を有する当局の意識向上及び能力強化のために講じた措置を説明するよう求める。また、委員会は、政府に対して、「人身取引対策行動計画 2014」の実施に関して政府が講じた措置と達成した結果についての情報を、本件に関して作成された年次報告書の写しを含め、引き続き提供することを求める。